

平成27年(ネ)第1268号 損害賠償等本訴、同反訴請求控訴事件
控訴人(第一審本訴被告、反訴原告) 吉田 益夫
被控訴人(第一審本訴原告、反訴被告) 豊田 泰文

準備書面(7)

平成28年3月15日

大阪高等裁判所第7民事部S2係 御中

控訴人(第一審本訴被告、反訴原告) 吉田 益夫



平成27年10月30日付文書提出命令申立書について下記の通り、補足説明をする。

(1) 文書提出命令申立書で対象とした「和歌山県警察 岩出警察署受領の告訴状」は、平成26年2月19日付で、第一審本訴原告が代理人として第一審本訴被告に出した内容証明による通知書(乙第1号証)に記載の「通知人らは、本件を非常に悪質なものであると考えており、記載者に対する厳格な処罰を求め既に和歌山地方検察庁宛告訴状を提出済みであります。」とある告訴状を第一審本訴原告が代理人として(有)銀徳及び、(有)銀徳 代表者取締役 吉村公俊氏が、岩出警察署に出し直したものである。当然、内容は和歌山地方検察庁に出した告訴状と同じものであるはずである。

この通知書の文面からすると、この告訴状の告訴対象に、第一審本訴被告が主催する「和ネット」の投稿が含まれた告訴状を和歌山地方検察庁(岩出警察署に出し直し)提出しているとしているのは明らかである。

その告訴状で岩出警察署の捜査が行われ、その内容証明による通知書のもともとの当事者である[REDACTED]が略式起訴され、科料に処せられた。しかし、その略式起訴の対象には、第一審本訴被告が主催する「和ネット」での投稿は対象として含まれていない。(乙第68号証)

また、第一審本訴被告が、平成26年4月17日、岩出警察署が[]を任意で取り調べを受けたとの連絡を受け、すぐに、岩出警察署生活安全刑事課に協力を申し出たが、生活安全刑事課は、「必要があれば連絡する」という回答で、それから、和ネットの投稿に対する岩出警察署の捜査は一切、行われることがなく、[]は略式起訴され科料に処せられた。また、[]とトラブルになった(有)銀徳及び(有)銀徳 代表者取締役 吉村公俊氏とは、平成26年2月19日付内容証明による通知書が起因する訴訟を第一審本訴原告が、(有)銀徳及び(有)銀徳 代表者取締役 吉村公俊氏の代理人として、第一審本訴被告と行われているが、その訴訟での(有)銀徳及び(有)銀徳 代表者取締役 吉村公俊氏側の準備書面(乙第71号証)で、仮処分決定(乙第42号証)によって得た平成26年2月19日付内容証明による通知書が対象とするスレッドの発信者情報を岩出警察署に提供していないのもわかった。なお、第一審本訴原告らが、その仮処分決定で得た発信者情報の対象投稿には、尾園晋造氏の投稿した投稿も含まれていた。

(乙第44号証)

以上の事実から、「和歌山県警察 岩出警察署受領の告訴状」の告訴対象に第一審本訴被告の主催する「和ネット」の投稿が含まれていないのは明らかである。

しかしながら、第一審本訴原告は、第一審本訴被告が出した懲戒請求の審尋で、和歌山弁護士会に、「(和ネットの投稿を告訴対象に含めた)告訴状を和歌山地方検察庁に提出し、その後、岩出警察署に再提出を行っている」との虚偽の答弁を行って、和歌山弁護士会は、「対象弁護士らが手続を延滞したという事実は認められない」との判断を示し、「懲戒請求者の主張する懲戒事由2は理由がないと結論付けた。(甲第26号証)

つまり、和歌山弁護士会は、第一審本訴原告の虚偽の答弁を持って、誤った懲戒請求の結論付けを行った。第一審本訴原告は、その決定を根拠にして、第一審本訴被告の懲戒請求は不法行為と主張するが(争点1)、虚偽の答弁のため、誤った懲戒請求の結論付けが

行われたことによって決定がなされているので、その決定は、根拠にはならない。そのため第一審本訴原告の虚偽の答弁の証拠として、「和歌山県警察 岩出警察署受領の告訴状」が必要であるので、文書提出命令申立書を提出した。

(2) 平成26年2月19日付で、第一審本訴原告が代理人として第一審本訴被告に出した内容証明による通知書(乙第1号証)が出た発端は、(有)銀徳の従業員であった■と(有)銀徳 代表取締役の吉村公俊氏との出張旅費に関する金銭トラブルから始まっている。(乙第72号証)

■が、吉村公俊氏からこのトラブルに関する金銭を受け取っているのかどうかについては、第一審本訴被告は不知であるが、これが伏線となって、給料支払時に借借書を吉村公俊氏が■に要求したのは間違いない。しかし、■は障害者で、その給与には障害者雇用助成金が含まれていたため、吉村公俊氏が、障害者雇用助成金を着服して障害者である■に貸し付けようとした雇用助成金詐欺未遂だとして、それを逆手に取って、インターネットの自分のブログや掲示板に吉村公俊氏を非難する投稿を行っていたのも間違いない。

第一審本訴被告は吉村公俊氏から、和ネットの掲示板も対象として■の件で、法的処置を取るとの連絡を受け、■に事情聴取を行った。■は和ネットで投稿した具体的な投稿には言及しなかったが、投稿したことについては否定しなかった。そして、慰謝料を吉村公俊氏に要求する意思があることを確認した。■がその時点で慰謝料を吉村公俊氏に要求していたのかどうか第一審本訴被告は不知であったが、その時点で慰謝料を要求することは、恐喝行為に該当する疑いがあると感じていた。

その後、平成26年2月19日付の第一審本訴原告が代理人として第一審本訴被告に出した内容証明による通知書を受け取った。第一審本訴被告は、■が恐喝行為に

該当する行動をとっている疑いがある上に、「通知人らは、本件を非常に悪質なものであると考えており、記載者に対する厳格な処罰を求め既に和歌山地方検察庁宛告訴状を提出済みであります。」という記述を持ったスレッド削除依頼であるため、投稿者が削除を行えば、発信者情報が消失するため対応に悩んだが、最終的には、投稿者の著作権の問題があるため、投稿者に判断を委ねるとして、この内容証明による通知書を和ネットで公開した。すると、投稿者が自主投稿削除を行い、26投稿中11投稿が自主削除された。ただし、 が投稿したと思われる投稿（その内容証明による通知書で例示された投稿）は、自主削除されていなかった。

これは、投稿者が「既に和歌山地方検察庁宛告訴状を提出済」という通知書の文面に萎縮したのは明らかである。

自主削除された投稿の中には、スレッドを立てた （当時は と推定）に対して「どんな人か？ってより警察に相談したほうがいいんじゃない？」「普通は最初から相談は警察でしょうよ。」という投稿が自主削除されていた。（乙第4号証）

 は、「給料を貰いに行ったら領収書じゃなくて借用書にサインされそうになりました暴力団でもそんなことしないでしょ？ 吉村公俊って何をしている人か誰か知りませんか？」としか書かずにスレッドを立てているので（甲第1号証）、普通は、雇用関係の問題であるため、警察ではなくて、労働基準監督署が出てくるはずで、警察が関係する刑事事件となる投稿内容ではないから、いきなり、警察が出てくるのは、この投稿者が、吉村公俊氏の雇用助成金詐欺未遂を知っていたので、捜査機関の捜査が始まっていて捜査対象になるのを恐れた の共犯者の可能性が高いと判断せざる得なかった。この2つの投稿に対して、当時は推定であったが、後に の投稿と判明した投稿の中に、「行政処分まで受けているんですね 皆さんの情報を見たらますます不安になってきました 議員の紹介だったので安心していたのですが有限会社銀徳の吉村公俊って人は少

しヤバい人っぽいですね 警察に相談しましょうかね」 「今後、自分みたいに誰かが騙されないように警察に相談する事にしました 皆さん、ありがとうございます」 (甲第1号証) とその2つの投稿に呼応するかのよう、■■■■ は、本来は労働基準監督署とすべきなのに、警察を強調する投稿を行っている。これは、暗に吉村公俊氏に対して脅しを入れるために、警察を強調したのは間違いがなく、それを呼び水にするための誘導投稿が、自主削除された上記2投稿であると断定したため、自主削除された上記2つの投稿は、■■■■ ■■■■ の共犯の者が投稿していると確信せざる得なくなった。しかし、その共犯者の発信者情報は、自主投稿削除によって消失してしまっているため、事実上、共犯者は、取り逃がしてしまっている。

そのため、第一審本訴被告はこの事態を重く受け止め、こういう重大な事態を引き起こしたことに対して原因の究明と再発を防ぐため、和歌山弁護士会に懲戒請求を出すことに決めたわけである。

なお、告訴状の内容については、第一審本訴被告にはわからなかったのであるから、このような判断になったのは、当然のことである。

上記の他に、「他人事だけど、名前まで書き込んで、名誉(信用)毀損にならないのか?」「こんな掲示板に書き込んで何を求めているのかなあ??? 訴える所を間違っていないのか??? どっちが被害者か判りませんネエ???」「???ようわからんスレや。何を訴えたいのか? 誹謗中傷したいのか? 解りませんね。」 「まだ、誹謗中傷を投稿する人達がいるんだ。」が自主削除されている。(乙第4号証)

これらは、本件の内容証明による通知書が起因する訴訟(相手方は最高裁に上告)の判決(乙第56号証、乙第73号証)で、「個人名をネットでフルネームで書き込み・・・えんかい。個人情報保護法もあつたもんじゃないな。」 「まだ飽きもせず、こんな話題が続いているの・・・」の2投稿について、名誉毀損的発言を戒め又は批判する発言である

ことが明らかであるとして、送信防止措置を求めた点について、違法仮処分の不法行為が認められるとしている。そのため、自主削除された、上記4投稿についても、判決で、送信防止措置を求めた点について、違法仮処分の不法行為が認められるとしている投稿と同趣旨の投稿であるので、送信防止措置（削除）を求める法的請求権がないのは明らかである。このように、この内容証明による通知書には法的請求権のないものに対しての削除要求が含まれており、もともと違法なものであった。

そして、和ネットでは、平成23年12月16日に、和歌山県警により名誉毀損事件の押収品として、搜索差押令状にて、名誉毀損とされた投稿以外の周辺投稿を差押えられたことがあり、その搜索差押えについて、平成24年4月10日に和歌山県公安委員会に対して、申入書を出した経緯がある。（乙第74号証）

しかし、和歌山県公安委員会から、具体的な回答は返ってきていないので、捜査になれば、関係がなくとも、巻き込まれる恐れがあるとその当時のことを知る（この件も和ネットで公表している）投稿者が、警戒するのは当然のことである。

そのため、この4投稿についても捜査に巻き込まれるの嫌って、自主削除を行ったのは明らかである。

もし、この本件の内容証明による通知書による削除要求に「既に和歌山地方検察庁宛告訴状を提出済」という表現がなければ、誰も投稿を自主削除しなかったと思われる。

（1）より、「和歌山地方検察庁宛告訴状」の告訴対象に第一審本訴被告の主催する「和ネット」の投稿が含まれていないのは明らかである。また、内容証明による通知書が起因する訴訟で、第一審本訴被告が代理人を務める相手方の準備書面（乙第71号証）には、「各掲示板の削除を主たる目的としていたところ、仮処分命令によってその目的は達成されたことから、開示された発信者情報を元に具体的な個人を特定する手続きは行わなかった。」とある。要するに、和ネットの投稿については、削除されれば、それでよく、本件

の内容証明による通知書に書かれている「通知人らは、本件を非常に悪質なものであると考えており、記載者に対する厳格な処罰を求め既に和歌山地方検察庁宛告訴状を提出済みであります。」というの、第一審本訴原告にとって、どうでもよいことであつたのは明らかである。

つまり、本件の内容証明による通知書に書かれている「通知人らは、本件を非常に悪質なものであると考えており、記載者に対する厳格な処罰を求め既に和歌山地方検察庁宛告訴状を提出済みであります。」というの、第一審本訴被告、投稿者に投稿削除させるための虚偽の記載ということであつたということである。

ここまでのことを第一審本訴原告が代理人としてやるというの、吉村公俊氏が雇用助成金の詐欺未遂を行ったという証拠を隠滅するためだと、第一審本訴被告は信じるに足るに至っている。

このように、この内容証明による通知書は、複数の大きな問題を発生させているのである。その問題のほとんどが、和歌山地方検察庁宛告訴状（和歌山県警察岩出警察署に出し直した）に絡んだ問題である。

第一審本訴被告が懲戒請求を出した理由もこの告訴状が絡んだ問題である。

そのため、懲戒請求が不法行為に当たらない証拠としても、この告訴状は必要である。

また懲戒請求に関する和ネット・和ネットニュースの記事についても、この内容証明による通知書に問題があるため、和ネット、和ネットニュース上で、記事となっているので、この本件の内容証明に通知書の問題のほとんどが告訴状に絡んでいるため、懲戒請求に対する記事が不法行為に当たらないという証拠としても、この告訴状は必要である。

(3) 第一審は、和歌山地裁で、平成27年3月18日に言渡しを受けた。この言渡しでの判決正本で、争点1に対する和歌山地方裁判所の判断に、「本件スレッドを削除するとIPアドレス等が消失するのであれば、削除する前にIPアドレス等を別途保有しておけば

いいのであるから、原告らが被告に証拠隠滅・捜査妨害を強要しているという被告の主張が不合理であることは明らかであり、原告らが弁護士職務基本規定の第一章の基本倫理に違反しているとは到底いえない。」との判断がなされている。

しかしながら、本件では、和ネットの投稿に関して告訴状を受理した和歌山県警察 岩出警察署は捜査を行っていないし、仮処分決定で、IPアドレス等の発信者情報を得た第一審本訴原告が代理人となっている相手方は、その発信者情報を使って、個人を特定する手続きも行っていない。つまり、IPアドレスを別途保有することは無駄なことであったのである。

そのような、無駄な業務を、裁判所が強要するような判断を下すということは、明らかに誤りで、失当である。

本件での内容証明による通知書が起因する訴訟での判決で、「無用な業務を行わざる得なかったことが明らかなら、このことによって被った経済的損害及び精神的苦痛に対する慰謝料の損害賠償請求については、認める余地があるというべきである。」という判断が下されている。(乙第73号証)

この判断からすると、本件については、もし、IPアドレス等を別途保有していれば、それを使うべき相手に対して、損害賠償請求を行う必要が出てくるということである。

第一審本訴被告は、和歌山地裁のこの判断について、控訴理由書において、相手方との契約が必要な業務であるので、この判断は、法令違背・審理不尽・事実誤認としている。

第一審本訴被告は、平成26年6月9日付で、和歌山地裁にこの告訴状の文書提出命令申立書(乙第46号証)を出している。しかし、和歌山地裁は、この申立を却下した。

もし、却下せずに、告訴状を提出させて、吟味していれば、このような誤った判断をすることがなかったのは明らかである。

このように第一審で和歌山地裁が判断を誤った証拠としても、この告訴状は必要である。

(1)、(2)、(3)より、この「和歌山県警察 岩出警察署受領の告訴状」は本件において、非常に重要な証拠であるので、文書提出命令申立書を提出して、申立てを行った。

以 上